

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月14日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第4号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成29年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

条例第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条第30項」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和7年4月1日より施行する。